

平塚市（仮称）中原地区認定こども園整備に係る整備事業予定者募集要項

1 募集目的

本市では、教育・保育等の量の見込みと確保方策を定めた「平塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消に向けた取組を進めています。

少子化の進行及び教育・保育需要の変化及び施設の老朽化への対応の必要性を踏まえ、公立幼稚園と保育所の再編について検討を進めた結果、令和5年8月に「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて（改訂版）」を策定しました。

その中で、ひばり幼稚園と南原保育園については、両公立園を統合し、民間事業者が認定こども園を整備（民営化）することを決定しました。

については、認定こども園の整備事業予定者（以下「事業者」という。）を募集します。

2 運営開始日

令和11年4月1日

3 応募資格

令和7年4月1日時点で、次の全ての条件を満たすこと。

- (1) 平塚市内に法人本部を設置する社会福祉法人又は学校法人
- (2) 神奈川県及び自治体を実施している直近の法人監査及び保育所への指導監査で、それぞれ指摘事項がないこと。指摘事項がある場合は改善報告がされていること。
- (3) 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない法人であること。

4 整備地の概要

- (1) 所在地 平塚市御殿二丁目1268番44の一部及び平塚市御殿二丁目1525番1の一部（ひばり幼稚園敷地）
- (2) 敷地面積 3,112.16㎡ ※建設計画内容により敷地面積が変わることがある。
※令和9年3月31日までに市が実施する測量及び分筆により、所在地番及び面積は変わる可能性があります。
- (3) 建ぺい率 60% 容積率 200%
- (4) 用途地域 市街化区域（第一種中高層住居専用地域）建築物の高さの最高限度 15m

5 事業の仕組み

本整備にあたっては、既存施設の解体撤去又は改修、本事業の用に供する建物の建設（新園舎の建設）、民営化後の認定こども園の管理・運営について定める基本協定書等を締結する。

なお、本募集要項と合わせて公表する基本協定書等は現時点での案であり、実際の内容は変更される可能性がある。

- (1) 基本協定書等の締結
市は、公募により選定された事業者との間で事業実施に係る基本協定書等を締結する。
- (2) 市有財産賃貸借契約の締結
本事業の整備地について、基本協定書等の内容を前提として、市有財産賃貸借契約を締結する。（詳細は「8 整備地の条件」のとおり。）

(3) 事業の実施

事業者は、既存施設の解体撤去又は改修を行う（詳細は「6 既存施設の扱い」のとおり）。また、事業実施に向けて必要となる施設整備を行うとともに、当該施設の適切な管理・運営を行う。

(4) 整備地の返還

事業者は、賃貸借契約期間満了後、原則として、事業に向けて整備した施設を自らの費用と負担により解体し、更地にして、市に返還することとする。

6 既存施設の扱い

既存施設は「別紙1：物件調書」のとおりとし、解体撤去は事業者が行う。※園庭の遊具を含む。なお、物件調書と現況が異なる場合には、現況を優先する。

解体撤去にあたっては、アスベストの含有が確認された場合、関連法令等に従って適切にアスベスト除去及び既存施設の解体撤去を行うこと。なお、既存施設においてPCB使用電気機器は存在しない。

解体撤去に要した費用については、基本協定書等に基づき市の負担とし、詳細は別途協議することとするが、解体撤去に係る予算は、令和9年度当初予算の成立を以て措置されるため、当該予算が議決されない場合は無効となる。

また、既存施設を解体せず、必要な改修を施した上で活用する提案も可能とするが、令和8年度の平塚市議会において、既存施設の譲渡に係る議決を経る必要がある。このため、当該議決がされない場合、改修は行えない。

7 整備に係る条件

- (1) 関係法令等を順守するとともに、平塚市まちづくり条例（平成19年条例第23号）、平塚市開発行為等取扱規則（平成13年規則第33号）等関係条例及び規則に基づき、市と協議のうえ、より良い保育環境の実現に努めること。
- (2) 当該施設の開発事業により利用する土地に道路後退、隅切が必要になった場合、保育所として利用する土地の面積は、道路後退、隅切後に確定する。
- (3) 当該施設の開発事業による費用（道路後退隅切り工事・設計登記関連費用を含む）は、事業者の負担とする。

8 整備地の条件

整備地は、市と事業者との間で賃貸借契約を結び、市が事業者に当該地を貸し付ける。

なお、社会福祉制度の見直しや社会情勢の変化等により、契約内容を変更することがある。

- (1) 土地の賃借料は、道路後退、隅切後に確定した面積を基準として、市で算定する額とする（概ね年額350万円を想定）。賃借料の額は、事業者と市有財産賃貸借契約を締結するまでに市が提示する。
- (2) 整備地の維持管理等に係る経費は、事業者の負担とする。
- (3) 賃貸借期間は、普通借地権で30年とする。始期は、既存施設の解体撤去が終了した後又は既存施設の譲渡日以降とし、詳細は別途協議する。なお、事業に向けた施設等の整備に要する期間及び撤去等に要する期間を含む。
- (4) 整備地の利用目的は認定こども園の運営であるが、認定こども園の運営が維持できる場合は他の目的での使用も認める。なお、その際は市に事前に相談するものとする。
- (5) その他、必要な事項は市と事業者との市有財産賃貸借契約にて定める。

9 施設の条件

次の全ての条件を満たすこと。

- (1) 次の法令等の基準を満たすこと。
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（以下法という。）
 - イ 神奈川県の子保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年神奈川県条例第 52 号）（以下幼保連携型認定こども園基準条例という。）
 - ウ その他関係法令等
- (2) 建築基準法、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年条例第 7 号）、その他関係法令の要件を順守すること。
- (3) 園庭は、ひばり幼稚園園庭（概ね 1,000 m²）と同等の面積を確保すること。
- (4) 調理員用便所、沐浴室及び医務スペースを確保すること。
- (5) 共用スペース等を極力確保すること。
- (6) 弾力的な受け入れが可能となる設備等とすること。
- (7) 教育・保育中の事故防止、事後の検証等のために、各室（保育室、遊戯室など）及び園庭に、死角がないように記録用カメラを設置すること。（録画機能は 1 週間以上映像を保存できることを推奨する。）

10 運営の条件

- (1) 施設類型 幼保連携型認定こども園
- (2) 受入対象 生後 2 か月から小学校就学前の児童とする。
- (3) クラス編成 0 歳児クラスから 5 歳児クラス
- (4) 定員規模 114 名程度（幼稚園機能 30 人程度、保育園機能 84 人程度）
※ 待機児童の多い 0～2 歳児の受入に配慮した定員構成にすること。
※ 1 号認定児は満 3 歳児、3 歳児クラスの設定も提案可能とする。

(参考) 現状の利用定員

ひばり幼稚園	50 人	: 4・5 歳児各 25 人
南原保育園	84 人	: 0・1 歳児各 11 人、2・3 歳児各 15 人、4・5 歳児各 16 人

- (5) 職員配置 次の配置基準を満たすこと。
 - ア 幼保連携型認定こども園基準条例、その他関係法令等
 - イ 施設長は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）（以下法施行規則）第 12 条に規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格を有する専任の正規職員を配置すること。
 - ウ 施設長を補佐する者として、学級を担当する保育教諭とは別に主幹保育教諭を専任として配置すること。
 - エ 調理員を除き、幼稚園、保育所又は認定こども園における勤務経験を 5 年以上有する者が全体の 3 分の 1 以上かつ幼稚園、保育所又は認定こども園での勤務経験がない者は全体の 4 分の 1 以下とし、また、保育教諭のうち最低 1 名は 10 年以上の保育経験を有する者とする。
 - オ 神奈川県で制定する補助金交付要綱及び「平塚市保育所運営費等補助金交付要綱」等に定める補助金の交付を受ける場合は、当該補助金要綱で定める配置基準も満たすこと。

(6) 開所時間

○幼稚園機能

月曜日から金曜日の午前9時から午後2時まで。

○保育園機能

月曜日から土曜日の午前7時から午後6時まで。保育標準時間認定に係る延長保育は月曜日から土曜日の午後6時から午後7時までを基本とするが、午後7時以降の提案も可能とする。

(7) 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日を基本とする。

なお、休日保育の提案は可能とする。

(8) 特別保育

一時預かり事業、障がい児保育及び延長保育事業を必ず実施すること。特別な支援が必要となる児童の受け入れは、園内支援体制を整備し、関係機関と連携して行うこと。さらに、休日保育事業の実施を提案することも可能とする。

(9) 給食

自園調理方式により提供すること。なお、神奈川県の子保連携型認定こども園の設置認可に係る取扱基準を遵守する場合に限り、給食調理の外部委託を認める。

(10) 送迎車両の駐車スペース等の確保

近隣地域と交通問題を生じさせないよう対策を講じること。また、普通自動車や自転車で送迎することができるよう、駐車スペース及び駐輪スペースの確保に努めること。

(11) スクールバス

スクールバスにより児童の送迎をする提案も可能とするが、駐車スペースや乗車・下車時の運用において近隣地域と交通問題を生じさせないよう対策を講じること。また、降車時の人数確認と車内点検の徹底、安全装置（置き去り防止装置）の設置・活用を必ず行うこと。

(12) 本募集における事業者として決定した後は、近隣住民との良好な関係確保に努めること。また、近隣住民から要望等があった場合は、事業者の責任において、誠意を持って対応をすること。

なお、本市が近隣住民説明会を開催する際に、必要に応じて事業者の同席を指示する場合がある。

(13) その他

ア 食物アレルギー児等については、子どもの状況に応じて除去食、代替食等の対応を行うこと。また、年齢に応じた食育に取り組むこと。

イ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）等に準拠した指導計画及び教育・保育課程、年間行事計画等を作成し、実施すること。

ウ 必要な申請手続き、届出等を遅滞なく行い、運営開始年月日までに法第17条第1項に定める神奈川県知事の認可を受けること。

エ 近隣小学校との連携を行うこと。また、体験保育や園庭開放など実施や、近隣地域や幅広い世代との交流に積極的に取り組むこと。

オ 実習生や体験学習などを積極的に受け入れること。

カ 本認定こども園の運営状況や事業者の経営状況等の積極的な情報開示に努めること。

キ 第三者による評価を導入し、引継ぎ後3年以内に評価を受けることに努めること。

ク この施設整備に合わせて、事業者が現在運営している既存の保育所等が本市内に所在する場合は、減員又は廃園としないこと。

11 引継・運営協議会

- (1) 事業者・南原保育園在園児の保護者・市（保育課、南原保育園及び平塚市教育委員会関係課）の三者の代表から構成される協議会（以下「協議会」という。）を事業者決定後に設置し、開所後の教育・保育内容等について協議すること。
- (2) 事業者は、保護者や南原保育園からの声を真摯に受け止め、柔軟な対応に努めるとともに、実現の可否に関わらずその対応について説明すること。
- (3) 新たなサービスを導入する場合や保護者からの要望などの対応については、協議会で協議のうえ、決定すること。
- (4) 必要に応じて開所後も協議会を開催することができる。

12 公立園との引継等の条件

開所後の児童に及ぼす影響を最小限にするため、また、公立園の保育内容を適切に引き継げる体制を整えるために、次の全ての条件を満たすようにすること。なお、協議会の合意によっては、これらを変更することができる。

- (1) 南原保育園の年間行事、保育内容等を継承することを基本とする一方、民間事業者の特色を活かした運営をするよう努力すること。
- (2) 南原保育園園長及び公立幼稚園に従事した者と連携しながら、引継計画書の作成など合同保育の準備等を行うこと。
- (3) 施設長予定者及び主管保育教諭予定者については、令和10年4月から南原保育園の行事等に参加し、内容等の把握を行うこと。
- (4) 令和10年度の南原保育園在園児の入園を優先すること。
- (5) 南原保育園に勤務する会計年度任用職員が、事業者による雇用を希望する場合は、保育の連続性確保のため、当該職員の採用に努めること。
- (6) 延長保育料は、南原保育園で実施している時間帯については当該保育所と同額とするよう努めること。
- (7) 開園後の一定期間（南原保育園の在園児が退園するまでの間）は、民営化前の園からの継続性を考慮し、指定の制服、靴、靴等については導入しないなど保護者の費用負担が最小限になるように協議会にて検討すること。
- (8) 事業者の本要項の条件及び提案内容の遂行を確認するために市が運営状況等を確認する場合には、その作業に協力すること。
- (9) 事業者又は市に引継ぎに関する苦情があった場合は、真摯に対応すること。
- (10) 保育内容の円滑な引継ぎのために、次に掲げる合同保育期間に南原保育園に職員を派遣し、合同保育を実施すること。また、事業者は職員の派遣体制を整え、速やかに開始できるよう留意すること。

【合同保育実施体制（予定）】

ア 期 間 開園前3か月程度（栄養士及び調理員は最低1か月程度）

イ 時 間 南原保育園開所日のうち、

平 日 午前7時から午後7時まで

土曜日 午前7時から午後4時30分まで

※上記時間内での、ローテーション制による。

※栄養士及び調理員は午前8時30分から午後5時まで

- ウ 参加職員 現場を総括する施設長、主管保育教諭、保育教諭、調理員の各予定者
- エ その他 合同保育にて発生する経費の一部は市が負担することとし、詳細は別途定める。ただし、南原保育園に会計年度任用職員として勤務し、民営化後、事業者が雇用する予定の職員については、引継期間の費用は市が負担する。

13 施設整備及び運営の補助金

(1) 施設整備の補助金（予定）

厚生労働省「就学前教育・保育施設整備交付金要綱」及び「平塚市就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金交付要綱」に基づき、補助する。

なお、施設整備の施工業者決定にあたっては、平塚市の入札制度に準じること。施設整備の工事は令和9年度中に着手し、令和10年度中に完了すること。

(2) 運営費（予定）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び関係法令等に基づき、運営に係る費用を支給する。

14 手続きの流れ

(1) 質問受付・回答

本募集要項に対する質問は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和8年2月16日（月）から令和8年3月5日（木）17時まで

イ 受付方法 第6号様式「質問書」にて、電子メール又は持参によるもののみ受け付ける。

(h-unei@city.hiratsuka.kanagawa.jp)

なお、電話及び口頭での質問を受け付けない。メールの件名には、「公募に関する質問」と記載すること。これらの記載がない質問には回答しない。

ウ 回答方法 受け付けた質問に対する回答は、令和8年3月12日（木）までに市ホームページ上に掲載する。

(2) 申請

申込書類は次のとおり受け付ける。書類の確認をするため郵送での申請は受け付けない。提出の日時は前日までに電話で保育課に連絡の上、予約すること。

また、受付日時を過ぎてからの提出、追加書類の提出や計画変更（図面変更や管理者など体制の変更）は、市から求めた場合を除き、認めない。

ア 受付場所 平塚市健康・こども部 保育課 運営整備担当（本館1階101窓口）

イ 受付日時 令和8年2月16日（月）から令和8年3月31日（火）まで

午前8時30分から16時30分まで（土日休日除く）

ウ 提出書類

項目	提出書類	様式
(表紙)	提出書類一覧表	
(ア)	申請書	第1号様式

項目	提出書類	様式
(イ)	法人の概要が分かるもの ・履歴事項全部証明書（提出日の3か月以内に発行されたもの） ・定款又は寄付行為 ・法人概要が説明されているパンフレット等	
(ウ)	事業提案書 （全体的な計画、年間指導計画、施設長予定者履歴書を添付）	第2号 様式
(エ)	整備予定の施設の配置図・平面図 ・配置図は、駐車場、駐輪スペース、ベビーカースペース、園庭、プールスペースが有る場合はそれらの位置を記載。 ・平面図は、保育所内の諸室配置及び保育室の面積（壁芯面積及び有効面積）を記載。 ※図面作成にあたっては、現地を十分に確認し、計画変更が生じないように留意すること。また、乳幼児を保育する部屋及び園庭については、記録用カマの設置場所が分かるように記載すること。	
(オ)	整備スケジュール（工程表） （入札時期、開発許可・開発工事、解体工事、建築確認、建築工事などの期間がわかるよう記載。）	任意様 式
(カ)	資金計画書 （借入金の償還計画表、残高証明書を添付）	第3号 様式
(キ)	収支予算書（開所後3年度分） ※最新の公定価格を参照の上、試算してください。	第4号 様式
(ク)	納税証明書の写し （国、都道府県、市町村の税に係るもの）	
(ケ)	既存施設の解体費見積書 （解体前調査・アスベスト除去・処分費を含む）	
(コ)	法人決算書（直近3年分）	
(サ)	既設保育所等の概要が分かるもの及び決算書（1施設分・直近1年分） ※該当施設が複数ある場合は、本応募の設定定員に最も近いものを提出すること。 ※該当施設がない場合は提出不要。	第5号 様式
(シ)	所管自治体を実施している、次に掲げる通知全て ・法人監査の監査結果の写し（直近1回分） ・保育所等の監査結果の写し（直近1回分） ※指摘事項がある場合は、改善報告書類を添付すること。 ※該当施設がない場合は提出不要。	

※（サ）、（シ）については、市が事前相談時に指定する施設について提出すること。

※申請書類の様式は、平塚市ホームページからダウンロード可能。

※上記（ア）～（シ）の他に、市長が必要と認める書類の追加提出を求める場合がある。

エ 提出方法

(ア) 紙媒体

正本1部及び副本9部を14(2)アに掲げる窓口に提出すること。提出方法は、1部ずつA4のフラットファイル等に綴り、(ア)から(シ)のインデックスを貼付した上で、申請書及び添付書類について説明ができる者が持参すること。(提出時に書類の確認をするため。)

※副本は申請者が特定できるような表記(法人名、法人所在地、施設名、個人名等)を「■ ■ ■ ■」と置き換えるか、修正テープ等でマスキングしたものをコピーし、提出すること。

(イ) 電子媒体

上記14(2)ウの書類のうち(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)及び(サ)について、拡張子を変えずに14(1)イ記載のメールアドレスに送付すること。

※申請者が特定できるような表記(法人名、法人所在地、施設名、個人名等)は、「■ ■ ■ ■」と置き換え、表示すること。

15 事業者の選考と決定

事業者は、私立認可保育所等整備事業者審査選考委員会の選考を経て、平塚市長が決定する。選考は1次審査(書類審査)、2次審査(ヒアリング審査)の2段階で審査する。

なお、応募があった場合でも審査の結果により事業者を決定しないことがある。

(1) 1次審査(書類審査)

法人から提出された申請書類の審査を実施する。申請書類の内容が応募資格、または応募の条件を満たしていない場合は、書類審査は実施せず、応募資格なしとする。

応募資格を満たす法人が3者以下の場合、全ての事業者を2次審査の対象とする。応募資格を満たす法人が4者以上の場合には、1次審査の採点が上位となる3者程度を2次審査の対象に選考する。

1次審査の結果は、令和8年4月末日までに全応募法人に通知を発送する。

(2) 2次審査(ヒアリング審査)

1次審査で選考された法人に2次審査(ヒアリング審査)を実施する。

2次審査日は、令和8年5月中旬を予定する。詳細は、対象法人に別途通知する。

原則として1次審査及び2次審査のそれぞれで得た採点の合計が最高点である法人を事業者に決定する。

(3) 評価項目

1次審査(書類審査)及び2次審査(ヒアリング審査)は、次の評価項目に基づき審査・選考を行う。なお、選考委員会は非公開とする。

<参考>選考の評価項目

- ・法人の運営状況、新たに整備する認定こども園の資金計画及び教育・保育計画に係る考え方(理事会の審議状況、整備運営に関する資金計画、施設運営の適正度、教育・保育理念、整備・提案内容に関する基本的計画、特別保育事業、障がい児への対応)
- ・児童の安全、衛生等に係る考え方(防災・防犯・安全管理対策、衛生管理)
- ・食育、給食に係る考え方(食育への取組、給食・離乳食提供、食物アレルギー児への対応)
- ・職員の確保と資質向上に関する考え方(雇用状況、採用計画、配置計画、研修計画)
- ・市会計年度任用職員の雇用の引継に対する考え方
- ・個人情報保護に係る考え方

- ・苦情解決に係る考え方
- ・専門機関・地域との連携に係る考え方
- ・実習生等の受入れに係る考え方
- ・その他提案事項

(4) 結果

選考結果については、令和8年5月末頃に全ての法人に文書にて通知する。

(5) 申請書類の公開

平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号）における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合がある。

ただし、法人の正当な利益を害すると判断されたものは公開の対象とはならない。

16 スケジュール

開所までのスケジュール概要はそれぞれ次のとおりとする。

なお、スケジュールは変更する場合がある。

令和7年度	2月16日	質問・申請受付開始
	3月5日	質問受付終了
	3月12日	質問に対する回答掲載
	3月31日	申請受付終了
令和8年度	4月末頃	1次審査結果通知発送
	5月中旬頃	2次審査（ヒアリング）、選考
	5月末頃	2次審査結果通知発送
	6月以降	基本協定書等締結、協議会の立ち上げ 等
	8月以降	県に事前相談、開発事前協議、許可申請 等
	12月以降	県に設置計画提出
	3月	県子ども・若者審議会専門部会（設置計画）
令和9年度	4月以降	現園舎解体工事
	8月以降	施設整備工事入札・着工、補助金申請・決定
令和10年度	4月以降	施設整備工事（継続）、運営に係る引継ぎ（園行事参加）
	10月以降	県に認可申請書提出
	12月以降	運営に係る引継ぎ（合同保育、事務等）
	2～3月頃	県子ども・若者審議会専門部会（認可申請）
		神奈川県現地確認、開所準備
令和11年度	4月1日	開所

17 その他

- (1) 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (2) 必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 応募に関して必要となる費用は申請者の負担とする。
- (4) 法人の提出書類の著作権は、それぞれ作成した法人に帰属する。

なお、選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、無償で提出書類の一部を使用できるものとする。

- (5) 施設整備の補助金については、国の補助金を活用するため、当該補助金の交付決定が受けられない場合は事業を中止する場合がある。
- (6) 事業者決定後に、提案内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになった場合又は提案内容どおりの履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合は、選考結果を取り消す場合がある。ただし、市との協議の結果、内容が変更された場合はこの限りではない。
- (7) 教育・保育の安定性の面から、施設長候補者については、やむを得ない事情を除き、事業者として選定された日から開園後3年まで異動は行わないこと。ただし、市との協議が整う場合については、この限りではない。
- (8) 本募集要項に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後の内容を優先して適用するものとする。
- (9) その他、関係法令等を順守するとともに、この募集要項に定めのない事項は、その都度、事業者と市で協議のうえ、定める。

18 問合せ先

平塚市健康・こども部保育課 運営整備担当

電話 0463-21-8555 (直通)

FAX 0463-21-9738

E-Mail h-unei@city.hiratsuka.kanagawa.jp